

令和5年度応急危険度判定士認定講習会ご案内

平成7年の阪神・淡路大震災において我が国で初めて実施された応急危険度判定ですが、平成28年の熊本地震においても道内の判定士を含む約6千8百人の判定士により約5万7千棟の建築物について判定が行われました。

平成8年3月にスタートした北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度ですが、皆様のご協力のもとこれまで多くの方々に講習会を受講いただき、判定士として登録いただいているところです。

ご存知のとおり、応急危険度判定士認定証の有効期間は（登録手続きごとに）5年です。更新にあっても事前に講習会の受講が必要ですので、有効期間満了までに受講いただき、更新登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、有効期間が来年度（令和7年3月末）までの方も、有効期間満了の前年度中から受講可能ですので、早目の受講をお願いします。

また、平成30年の制度改正により、特定建築物調査員と建築施工管理技士が新たに認定要件に追加されておりますので、より幅広い技術者の方々に本講習会を受講いただき、判定士の認定を受けることが可能となっております。

講習会では、応急危険度判定の制度概要や判定調査の方法はもとより、これまでの判定活動の状況などもお伝えし、判定士の皆様の技術や知識の研鑽に役立てていただきたいと考えております。皆様の積極的な受講をお待ちしております。

1. 認定講習会開催日等

開催地	開催日時	会場名	住所	定員	備考（同時開催）
札幌市	令和5年10月24日(火) 13:30～15:30	自治労会館 大ホール	札幌市北区北6条西7丁目5-3	180名	
江差町	令和5年11月1日(水) 13:00～15:00	檜山振興局 301会議室	江差町字陣屋町336-3	20名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
中標津町	令和5年11月2日(木) 13:00～15:00	中標津町役場 3階301会議室	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	40名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
室蘭市	令和5年11月15日(水) 13:00～15:00	胆振総合振興局 3階大会議室B・C	室蘭市海岸町1丁目4-1	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
網走市	令和5年11月15日(水) 13:30～15:30	オホーツク総合振興局 3階講堂	網走市北7条西3丁目	50名	
岩見沢市	令和5年11月16日(木) 13:00～15:00	空知総合振興局 4階講堂	岩見沢市8条西5丁目1-3	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
留萌市	令和5年11月16日(木) 13:30～15:30	留萌振興局 3階入札室	留萌市住之江町2-1-2	20名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
新ひだか町	令和5年11月29日(水) 13:30～15:30	新ひだか町役場 3階第1会議室	新ひだか町静内御幸町3丁目2-50	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
倶知安町	令和5年11月30日(木) 13:30～15:30	後志総合振興局 2階講堂	倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:40～16:40に実施)
旭川市	令和5年12月6日(水) 13:30～15:30	上川総合振興局 3階講堂	旭川市永山6条19丁目1番1号	80名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
帯広市	令和5年12月7日(木) 13:30～15:30	十勝総合振興局 3階講堂	帯広市東3条南3丁目	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
稚内市	令和5年12月8日(金) 13:30～15:30	宗谷総合振興局 4階大会議室	稚内市末広4丁目2-27	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
函館市	令和6年1月19日(金) 13:30～15:00	渡島総合振興局 3階西講堂	函館市美原4丁目6番16号	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
釧路市	令和6年1月23日(火) 13:30～15:30	釧路市生涯学習センター 2階多目的ホール	釧路市幣舞町4番28号	100名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
苫小牧市	令和6年2月1日(木) 13:00～15:00	苫小牧市役所 9階91・92会議室	苫小牧市旭町4丁目5番6号	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
札幌市	令和6年2月2日(金) 13:30～15:30	自治労会館 大ホール	札幌市北区北6条西7丁目5-3	180名	

* 認定講習会と同時開催する応急危険度判定机上訓練については、開催地の（総合）振興局建設指導課建築住宅係へお問い合わせをお願いします。

* 駐車場の関係もありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

* 認定講習会詳細は所管の（総合）振興局（ただし札幌市開催を除く）又は北海道建築士会本部までお問い合わせください。

北海道 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html]

北海道建築士会 [http://www.h-ab.com/]

2. 講習内容

講習内容	
開会挨拶	
講習	1. 応急危険度判定制度について 2. 応急危険度判定基準について (判定編・実践編)
受講証書交付・申請書受付	

CPD/建築士会継続能力開発(CPD)制度の認定講習会となっております。

3. 主催

北海道、(一社)北海道建築士会

北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会

1. 講師 開催地市町村の建築指導担当職員・北海道建設部住宅局建築指導課職員又は(総合)振興局建設指導課職員

2. 受講料 無料

3. 受講資格・受講申込等

区分	更新講習	新規講習
受講資格	・応急危険度判定士	「道内在住の下記資格をお持ちの方」 ・建築士(一級・二級・木造) ・建築基準適合判定資格登録者 ・特定建築物調査員 ・建築施工管理技士(一級・二級) ・官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等
受講申込書の提出期日	・講習会開催日の14日前(必着)までとし、定員になり次第締め切ります。	
受講申込書の提出方法	・(更新・再認定)受講申込書(第2-2号様式)に必要事項を記入のうえ、(一社)北海道建築士会本部あて郵送又は、持参して下さい。 (公務員の方は、所属の応急危険度判定担当部局に提出してください。)	・新規受講申込書(第2-1号様式)に必要事項を記入のうえ、受講票返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を記載すること。切手不要。)を同封し、(一社)北海道建築士会本部あて郵送又は、持参してください。 (公務員の方は、所属の応急危険度判定担当部局に提出してください。)
その他	・(一社)北海道建築士会の各支部での受講申込の受付はいたしません。 ・受講申込書は、(一社)北海道建築士会各支部(P3参照)でも配布しています。また、北海道のホームページ(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html)及び北海道建築士会のホームページ(https://h-ab.com/session/oukyu.html)からダウンロードすることもできます。	
その他	・受講申込書受理後、受講票を返送しますので、講習会当日、受講票を持参の上、ご来場ください。 (札幌会場以外の会場で受講予定の方で、所属の応急危険度判定担当部局に提出された方は、そのまま講習会会場へご来場ください。受講票は当日会場にてお渡しします。)	
注意事項	・氏名には必ずフリガナを付けてください。	・氏名には必ずフリガナを付けてください。 ・建築士免許、特定建築物調査員の登録を申請中の方は、登録番号欄は空欄にしてお申込みください。 ※各登録及び合格証明書発行後に認定申請をすることができます ・建築施工管理技士の合格証明書を申請中の方は、登録番号欄は空欄にしてお申込みください。 (合格証明書発行後に認定申請をすることができます) ・建築基準適合判定資格登録者の方は登録番号欄に「適判資格者」、建築行政等実務経験者等は登録番号欄に「行政実務者」と記入してください。
	・講習会の受講申込時は、認定申請書類(下記項目4)は不要です。	

*上記受講申込期日を過ぎた場合でも開催地の(総合)振興局等で受付できる場合もあります。詳しくは開催地の(総合)振興局(P4参照)、ただし、札幌会場は(一社)北海道建築士会本部(P3を参照)までお問い合わせください。

4. (判定士登録のための)認定申請書の受付等

区分	更新申請	新規申請
申請の時期	・随時	・随時
申請書の受付	・(講習会)当日申請の方は、講習会開始前に受け付けます。 ・後日申請の方は、(一社)北海道建築士会本部にご持参又はご郵送ください。	
申請書類の提出	次の関係書類を提出してください。 ○応急危険度判定士認定更新(再認定)申請書(第4号様式) ・受講票を返送の際同封します ・公務員の方は、HPからダウンロードしてください (下記*参照) ○応急危険度判定士認定証 ○応急危険度判定士認定登録者カード(第14号様式)1部 ・公務員の方は、下記*HPからダウンロードしてください ○講習会終了後に交付された受講票(第2-2号様式、受講証明印付き) (札幌会場の受講者で講習会当日申請の方は不要) *応急危険度判定士認定証を紛失された場合は次の書類も提出してください。 ○応急危険度判定士認定証再交付申請書(第6号様式) ・様式は下記*HPからダウンロードしてください ○写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー) 裏面に氏名及び撮影年月日を記入	次の関係書類を提出してください。 ○応急危険度判定士認定申請書(第1号様式) ・受講票を返送の際同封します ・公務員の方は、HPからダウンロードしてください (下記*参照) ○資格を証明するもの(資格区分に応じて次のいずれか) ア) 建築士の方: 建築士免許の写し1部(A4判(縮小可)) イ) 建築基準適合判定資格登録者の方: 建築基準適合判定資格登録証の写し1部(A4判) ウ) 特定建築物調査員の方: 資格者証の写し1部(A4判) エ) 建築施工管理技士の方: 合格証明書の写し1部(A4判) オ) 官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等: 行政実務証明書1部(第13号様式) ○写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー) 1枚は裏面に氏名及び撮影年月日を記入 ○応急危険度判定士認定登録者カード(第14号様式)1部 ・公務員の方は、HPからダウンロードしてください (下記*参照) ○講習会の受講票(第2-1号様式、受講証明印付き) (後日申請の場合のみ)
注意事項	○札幌会場の受講者の方で当日申請の場合は、講習会終了後に応急危険度判定士認定証を返却しますので、忘れずに受け取り願います。 ○当日申請を基本としておりますが、後日申請が必要な場合は受付までお知らせ願います。 講習会終了後に受講証明印付きの受講票(第2-2号様式)を返却しますので、忘れずに受け取り願います。	○当日申請を基本としておりますが、後日申請が必要な場合は受付までお知らせ願います。 講習会終了後に受講証明印付きの受講票(第2-1号様式)を返却しますので、忘れずに受け取り願います。

*認定申請書など関係書類はこちらからもダウンロードできます
北海道のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html>)

5. 講習会受講申込の受付場所(郵送先)

一般社団法人 北海道建築士会

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地

TEL 011-251-6076

大五ビル6階

一般社団法人北海道建築士会

■本部 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階
TEL 011-251-6076 FAX 011-222-0924

■支部事務局

配布場所	所在地		電話番号
札幌支部	札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階	本部事務局内	011-232-1843
千歳支部	千歳市本町1丁目16	千歳建設業協会内	0123-22-2428
恵庭支部	恵庭市有明町3丁目5-5	(株)歳桃組内	0123-33-8478
北広島支部	北広島市中央4丁目2番地1	北広島市役所建設部建築課内	011-372-3311
石狩支部	石狩市花川北6条1丁目5番地	石狩市建設事業協会内	0133-73-5170
函館支部	函館市東雲町5番11号 SEPT函館3階		0138-27-6858
檜山支部	桧山郡江差町字伏木戸町634番地	(株)畑建設内	0139-52-0856
小樽支部	小樽市花園3丁目15番8号	合同会社メルリアン・オフィス内	0134-65-7956
後志支部	虻田郡倶知安町南1条西1丁目15番地	横関建設工業(株)内	0136-22-0138
岩内支部	岩内郡共和町梨野舞納23番地の1	拓成工業(株)内	0135-62-3762
余市支部	余市郡余市町沢町1丁目10番地	中山建設(株)内	0135-22-5194
古平支部	古平郡古平町大字港町3番地	(株)福津組内	0135-42-2153
室蘭支部	室蘭市日の出町2丁目2番6号-205		0143-84-1733
苫小牧支部	苫小牧市元中野町4丁目15番12号 オフィス元中野2階		0144-34-1366
日高支部	日高郡新ひだか町静内御幸町1-1-42	静内産業土建(株)	0146-42-1395
空知支部	岩見沢市4条西13丁目15番地	(株)仁志建築事務所内	0126-24-6979
北空知支部	深川市2条19番19号	深川建設会館内	0164-22-1501
留萌支部	留萌市開運町2丁目8-1	巧建設工業(株)内	0164-56-4807
旭川支部	旭川市9条通12丁目 ハタケヤマビル6階	建築指導センター旭川支所内	0166-22-8894
士別支部	士別市東6条4丁目1	士別市役所建設水道部 都市整備課建築係内	0165-26-7801
富良野支部	富良野市末広町18番14号	(株)軽米組内	0167-22-3518
上富良野支部	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	上富良野町役場 建設水道課内	0167-45-6981
名寄支部	名寄市西4条南9丁目14番地	(株)大野組内	01654-2-3137
十勝支部	帯広市西6条南6丁目3番地 ソネビル2F		0155-27-1888
釧路支部	釧路市栄町9丁目9番地5	(有)金子設計事務所内	0154-31-1231
根室支部	根室市常盤町2丁目24番地	(有)石田建設設計事務所内	0153-24-4882
中標津支部	標津郡中標津町東25条南5丁目6番地	(株)日建ハウジング内	0153-73-2619
網走支部	網走市南4条西3丁目14番地	塩川建設(株)内	080-8735-1588
北見支部	北見市花月町18番地18	(株)清和設計事務所内	0157-61-1131
美幌支部	網走郡美幌町字青葉1丁目4-1	(有)種田工務店内	0152-73-4280
紋別支部	紋別市幸町2丁目1-18	紋別市役所建設部都市建築課内	0158-24-2111
遠軽支部	紋別郡遠軽町南町3丁目1番地	(株)渡辺組内	0158-42-3171
斜里支部	斜里郡斜里町本町16-1	(株)河面組内	0152-23-3171
宗谷支部	稚内市潮見1丁目9番15号	石塚建設興業(株)内	0162-33-4956

【北海道の応急危険度判定担当部局及び認定講習会の所管(総合)振興局】

■北海道建設部住宅局建築指導課建築安全係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5097

■(総合)振興局

(総合)振興局名	郵便番号	住所	担当係名	電話番号	講習会開催地
空知	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	建築住宅係	0126-20-0067	岩見沢市
石狩	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	建築住宅係	011-204-5833	-
後志	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	建築住宅係	0136-23-1373	倶知安町
胆振	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	建築住宅係	0143-24-9594	室蘭市 苫小牧市
日高	057-8558	浦河町栄丘東通56	建築住宅係	0146-22-9293	新ひだか町
渡島	041-8558	函館市美原4丁目6-16	建築住宅係	0138-47-9466	函館市
檜山	043-8558	江差町字陣屋町336-3	建築住宅係	0139-52-6632	江差町
上川	079-8610	旭川市永山6条19丁目	建築住宅係	0166-46-5947	旭川市
留萌	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	建築住宅係	0164-42-8449	留萌市
宗谷	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	建築住宅係	0162-33-2930	稚内市
オホーツク	093-8585	網走市北7条西3丁目	建築住宅係	0152-41-0642	網走市
十勝	080-8588	帯広市東3条南3丁目	建築住宅係	0155-27-8601	帯広市
釧路	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54	建築住宅係	0154-43-9192	釧路市
根室	087-8588	根室市常盤町3丁目28	建築住宅係	0153-23-6832	中標津町

※開催地「札幌市」については、(一社)北海道建築士会本部までお問合せください。